

看護経済・政策研究学会 編集委員会規程

(名称)

第1条 本会は、看護経済・政策研究学会編集委員会（以下、編集委員会）とする。

(目的)

第2条 本会は、看護経済・政策研究学会会則（以下、会則）第3条の二における会誌の刊行について、会誌の編集に関する業務を所管し、学会誌を発行することを目的とする。

(委員会)

第3条 会則第18条に基づいて、本会をおく。

- 2 本会の運営は、看護経済・政策研究学会役員の中より若干名の委員を選出して行う。委員の任期は役員任期 期間とし、再任を妨げない。
- 3 委員長は委員の中から互選する。委員長は本会を総務する。
- 4 委員長は役員、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(活動事項)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 看護経済・政策研究学会誌の企画、編集、発行の基本方針に関すること。
- 二 投稿規程等の制定、改廃に関すること
- 三 研究論文等の投稿受付、査読審査に関すること。
- 四 論文掲載の決定に関すること。
- 五 その他、刊行に関すること。

(査読)

第5条 委員会は、役員・会員の中から査読委員を選出し、理事会の議を経て看護経済・政策研究学会誌に公告する。

- 2 委員会は、上記項目にかかわらず、投稿論文の専門領域によっては、会員以外から査読委員を選出し任命することができる。査読を依頼した場合には手当てを支給することができる。
- 3 査読委員の任期は、役員任期期間とし、再任を妨げない。
- 4 投稿された論文の査読は、査読委員2名以上および編集委員会で行う。

附則 この規程は、平成30年 1月27日から施行する。